

改めて 考えよう この手当

家族手当

同一労働同一賃金に対応するため、賃金制度、特に手当の見直しを進める企業が増えています。

手当の支給は会社の自由ですが、時間外手当など一部法律でルールが定められているものもあります*。

今回は「家族手当」について支給する目的（趣旨）や要件、世間相場などを確認していきます。

*現在支給しているものを変更するには一定の手続きが必要です。

目的（趣旨）

家族手当は、配偶者や子供など家族を扶養する社員の金銭的負担を軽減することを目的に多くの企業で支給されています。「扶養手当」などの名称で支給したり、配偶者を対象に「配偶者手当」とする企業もあります。

支給水準

東京都の「令和2年版 中小企業の

賃金・退職金事情」によると、家族手当を支給する企業は全体の46.1%。支給企業の約9割は家族ごとに異なる額を設定しており、平均支給額は配偶者10,589円、第一子5,919円、第二子5,351円などとなっています。

支給要件

支給対象者は主に、配偶者や子供をもつ社員です。両親を扶養する社員を支給対象にする企業もあります。所得税の控除対象となる扶養親族あるいは健康保険の被扶養者を対象としている企業も多いでしょう。

ただし所得税の場合、16歳未満の子供は控除対象となりませんし、配偶者の控除についても頻繁に改正があるため注意が必要です。

その他、子供については「18歳以下」「22歳以下」、両親については「60歳以上」などの年齢制限を設けるケースが多いようです。

割増賃金の計算時は

割増賃金の時間単価を計算するときには、基本給だけでなく諸手当も含めて計算しますが、法律で定められたいくつかの手当は除外してもよいことになっています。

家族手当は割増賃金の時間単価を計算する際に除外できます。ただし、扶養家族の有無や家族の人数に関係なく一律に支給している家族手当は除外できません。

廃止の流れ？

近年、家族手当を支給する企業は減少傾向にあります。共働き家庭が増えたことが大きな要因です。

特に、配偶者への手当を縮小・廃止して子供への手当のみにするといった見直しが多くおこなわれているようです。

労働ひとこと

総務省が1月29日に発表した令和2年労働力調査によると就業者は平均で6,676万人と、前年に比べ48万人の減少（8年ぶりの減少）となりました。

就業者のうち雇用户数は前年比31万人の減少（11年ぶりの減少）、自営業主・家族従業者数は9万人の減少となっています。

就業者が最も減少した産業は「宿泊業、飲食サービス業」で、前年に比べ29万人の減少。一方、「医療、福祉」は19万人の増加となっています。

「労働力調査」 休業者数は過去最高

就業者のうち休業者数は、平均で256万人と、前年に比べ80万人の増加（8年連続の増加）となりました。

た。なお、休業者数の256万人は、比較可能な昭和43年以降で過去最高、80万人の増加は前年と比較可能な昭和44年以降で過去最大の増加幅となっており、新型コロナウイルス感染拡大による影響の大きさが伺えます。

完全失業者数は、平均で191万人と、前年に比べ29万人の増加（11年ぶりの増加）となっています。